

第6次粕屋北部消防本部総合計画

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度



ひとが育ち支えあう

安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして

目 次

ページ

1	はじめに	
(1)	総合計画策定の趣旨	1
(2)	総合計画の位置付け	1
(3)	総合計画の期間と構成	2
(4)	総合計画進行管理	3
2	現況と課題	
(1)	管内の特徴	5
(2)	消防を取り巻く現況	5
(3)	消防本部の現況	6
(4)	消防本部の課題	9
3	基本目標と取組方針	
(1)	基本目標	10
(2)	目標達成に向けた取組方針	10
4	施策の体系	11
主要施策1	健全な消防組織・消防体制づくり	12
個別施策11	将来を見据えた組織づくり	12
個別施策12	人材育成の推進	15
個別施策13	組織対応の充実	16
主要施策2	住宅等防火対策の推進	18
個別施策21	住宅用火災警報器の設置維持促進	18
個別施策22	出火・放火対策の推進	19
個別施策23	防火思想の普及啓発	20
主要施策3	予防行政の充実強化	22
個別施策31	予防業務の充実強化	22
個別施策32	防火・防災対象物の防火安全体制	24
個別施策33	危険物保安体制の確立	25
主要施策4	消防対応力の強化	26
個別施策41	車両・部隊の効率的な運用	26
個別施策42	消防活動技術の向上	27
主要施策5	救急活動体制の強化	29
個別施策51	救急活動技術の向上	29
個別施策52	救命率・社会復帰率の向上	30

主要施策 6	消防施設・資機材の計画的整備	31
個別施策 61	消防施設の整備	31
個別施策 62	消防車両の整備	33
個別施策 63	活動用資機材の整備	34
個別施策 64	消防通信施設の整備	35
主要施策 7	地域防災力の向上	36
個別施策 71	自助の充実	36
個別施策 72	共助の充実	37
個別施策 73	消防団との連携	38
主要施策 8	関係機関との連携	39
個別施策 81	消防機関との連携	39
個別施策 82	民間事業所等との連携	40
個別施策 83	消防広域化の検討	41



古賀市



新宮町





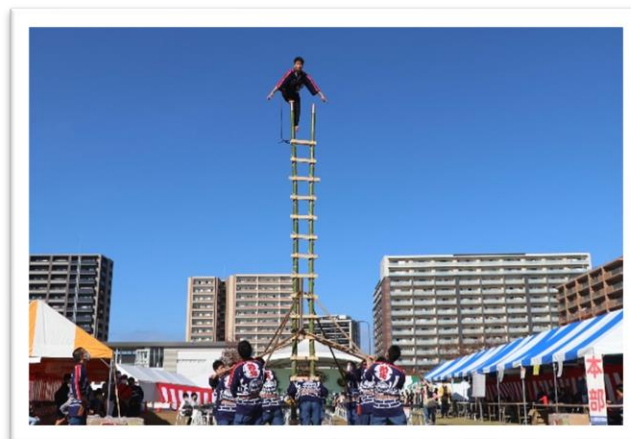
火災防ぎょ活動



救急活動



全国救助大会



はしご乗り演技



ちびっこ消防広場*

* 幼年期の子どもたちが、火や煙の怖さを知り、防火・防災の大切さを学ぶことを目的として、煙体験や消火器取扱いなどを体験するイベント。



こども救命士認定講習*

* 救急車が到着するまでの間に、応急手当てができるスーパー小学生を育成する講習会。

1 はじめに

(1) 総合計画策定の趣旨

粕屋北部消防本部（以下「消防本部」という。）は、古賀市及び新宮町の1市1町で構成されています。消防本部は、昭和54（1979）年4月1日に地域に密着した自治体消防として発足し、令和6（2024）年で発足から45年を迎えます。この間、地域の安全・安心のため、第5次までの消防本部総合計画を策定してきました。

第5次総合計画の平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までを振り返りますと、安全管理の強化及び消防活動の円滑化を図るため、指揮隊を整備するとともに、大規模災害への対応と効率的な消防通信指令業務の運用を実現するため、福岡都市圏で消防通信指令業務の共同運用を開始しました。

さらに、増加の一途を辿る救急需要に対応するため、段階的に職員の増員を図り、救急小隊を増隊するなど、消防対応力を強化しました。

また、消防本部では初めてとなる女性消防吏員が誕生し、現在では2名が活躍しています。

一方で、地球温暖化の影響により、全国各地で大規模な風水害が発生するとともに、熊本県では最大震度7の巨大地震が連続するなど、自然災害が私たちにとってごく身近な脅威となっています。

また、100年に一度の公衆衛生危機と言われる新型コロナウイルス感染症のまん延は、社会全体を大きく変化させ、消防本部の組織運営にも多大な影響を及ぼしました。

このような中であっても、消防本部としては、消防の使命である火災、救急その他あらゆる災害から、住民の生命、身体及び財産を守り続けるため、頻発する自然災害や社会の変化に対応しながら、5年後、10年後、更にはその先の将来に渡って、住民の負託に応えていくことを目的として、第6次粕屋北部消防本部総合計画を策定しました。

(2) 総合計画の位置付け

理想のまちづくりを進めるうえで最も上位に位置付けられるのが総合計画であり、それを実現するための組織づくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

「ひとが育ち支えあう 安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして」

を総合計画の基本理念に掲げ、職員一丸となり、地域の方々とともに10年間を歩んでいきます。

(3) 総合計画の期間と構成

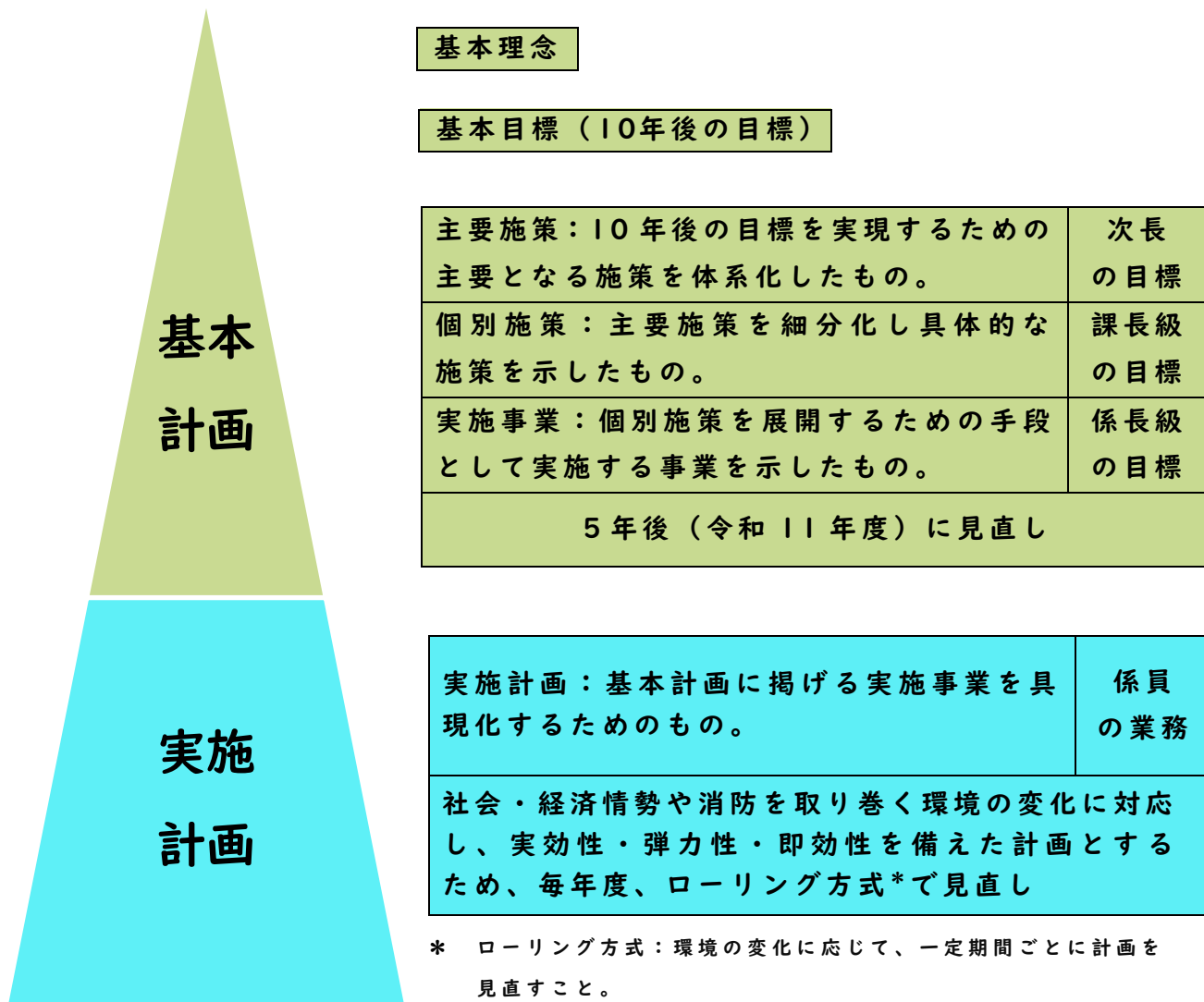
令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間を対象期間とし、基本計画と実施計画の2層構造としています。

1層目の基本計画は、10年間固定となる「基本理念」と「基本目標」、5年ごとに見直す「主要施策」、「個別施策」及び「実施事業」、2層目は毎年度見直す「実施計画」で構成しています。

簡素な構成とすることで、基本計画と実施計画の位置付けや役割を明確にし、分かりやすく実行性のある計画となるように配慮しています。

また、人事評価制度に基づく毎年度の指定目標は、次長は主要施策、課長級は個別施策、係長級は実施事業、係員の指定業務は実施計画に基づいて設定していきます。それぞれの目標を連鎖させることで、個の成長と組織力の向上を推進していきます。

さらに、毎年度、実施計画の中から特に重点的に推進する項目を「重点組織目標」として掲げ、職員に明示します。



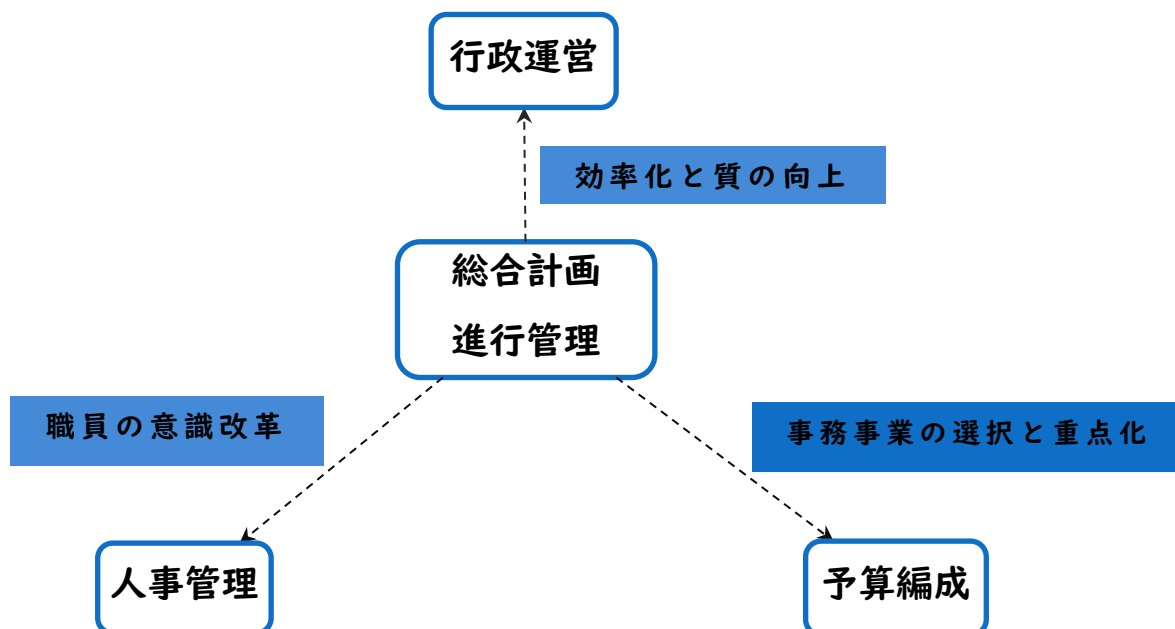
* ローリング方式：環境の変化に応じて、一定期間ごとに計画を見直すこと。

(4) 総合計画進行管理

総合計画の着実な推進とその実効性を確保していくためには、総合計画の施策や実施事業の進行管理を適切に行い、その成果を消防本部の行政運営に反映させていくことが大切です。そのため、PDCAサイクル（Plan:計画 → Do:実行 → Check:評価 → Action:改善）による進行管理を継続していきます。

ア 効果

- (ア) 成果を重視した評価による消防行政運営の効率化及び質の向上
- (イ) 事務事業の選択と重点化による経営資源（人材、予算、施設、装備）の最適配分
- (ウ) 健全な組織運営と職員の意識改革



イ 実施内容

全体管理と個別管理に分けて、毎年度実施します。

各施策等の進捗状況を管理し、次年度の実施計画策定、5年後の施策等の見直し及び第7次総合計画策定の参考にします。

全体管理	庁議*において、課長から提出された個別管理表を基に、総合計画全体の進捗状況、所属間の調整及び今後の取組みについて審議します。結果を行政運営、人事管理及び予算編成に反映させていきます。
個別管理	課長は、係長から提出された実施計画を基に、自己が管理する個別施策に基づく実施事業の取組状況、今後の方向性等について整理します。また、係を超えて連携協力して取り組むべき実施事業に関する調整を行います。

* 庁議：消防本部の行財務の最高方針及び重要施策等を審議、策定するための会議で、消防長、次長、消防署長、課長、分署長及び課長補佐をもって構成される。

年度 課 個別管理表

個別施策	実施事業	取組状況					今後の方向性	その他調整事項等
		R6	R7	R8	R9	R10		

未実施
継続中
完了

2 現況と課題

(1) 管内の特徴

当消防本部が管轄する古賀市・新宮町の管内人口はおよそ9万3千人、管轄面積は61㎢です。管内には、玄界灘、犬鳴山脈、立花山系などの豊かな自然が数多く残っており、新宮町の沖合7.5kmには相島があります。国道3号、国道495号、県道35号線などの幹線道路とJR鹿児島本線や西鉄貝塚線の鉄道が南北に走り、九州自動車道古賀インターチェンジや古賀サービスエリアがあることから、広域的なアクセスが可能です。

また、南側は九州最大都市の福岡市に隣接しており、住環境に恵まれています。駅前や幹線道路沿いでは、マンション、大型商業施設、大規模な物流倉庫や食品加工団地など開発が進んでいる地域があります。

(2) 消防を取り巻く現況

現在、火災予防対策や高齢化進展に伴う救急需要の増大をはじめ、巨大地震や集中豪雨などの自然災害、複雑多様化・大規模化する様々な災害への備えが多くの消防本部における共通課題となっています。

インフラの老朽化や建築物の高気密・高断熱化が進み、消防活動の困難性並びに危険性が増大し、全国的に消防職員の殉職事故が続いています。このため、消防組織には、安全文化の醸成が強く求められています。

救急需要の増加、複雑多様化・大規模化する災害対応及び業務の専門化を背景に、メンタル不調に陥る消防職員が増加傾向にあり、対策が急務となっています。

社会全体で取り組んでいるSDGs*¹（エス・ディー・ジーズ）やDX*²（デジタルトランスフォーメーション）については、消防組織も例外ではなく社会と一緒に推進していくことが必要です。

一方で、地方財政状況は生産年齢人口が減少し、税収入の増加が容易に期待できなくなっています。管内においても、超高齢・人口減少社会が進むことで、医療や福祉などの社会保障関連支出が増加します。これに物価高騰も影響し、地方財政はより厳しくなっています。構成市町からの分担金を主な財源として消防行政を運営していることから、重要度・緊急度の高い事業等に限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な消防行財政運営を進めていくことが求められています。

*1 SDGs：持続可能な開発目標。人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標。

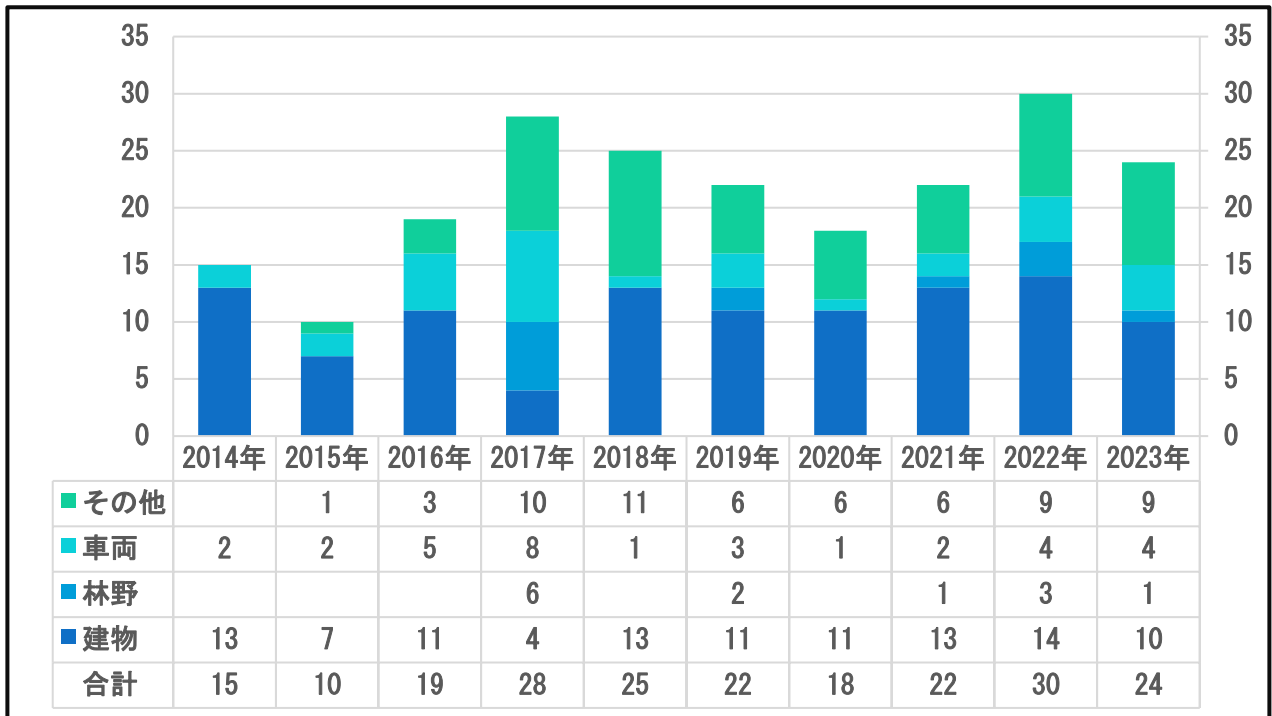
*2 DX：デジタル変革。デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず、社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取り組み。



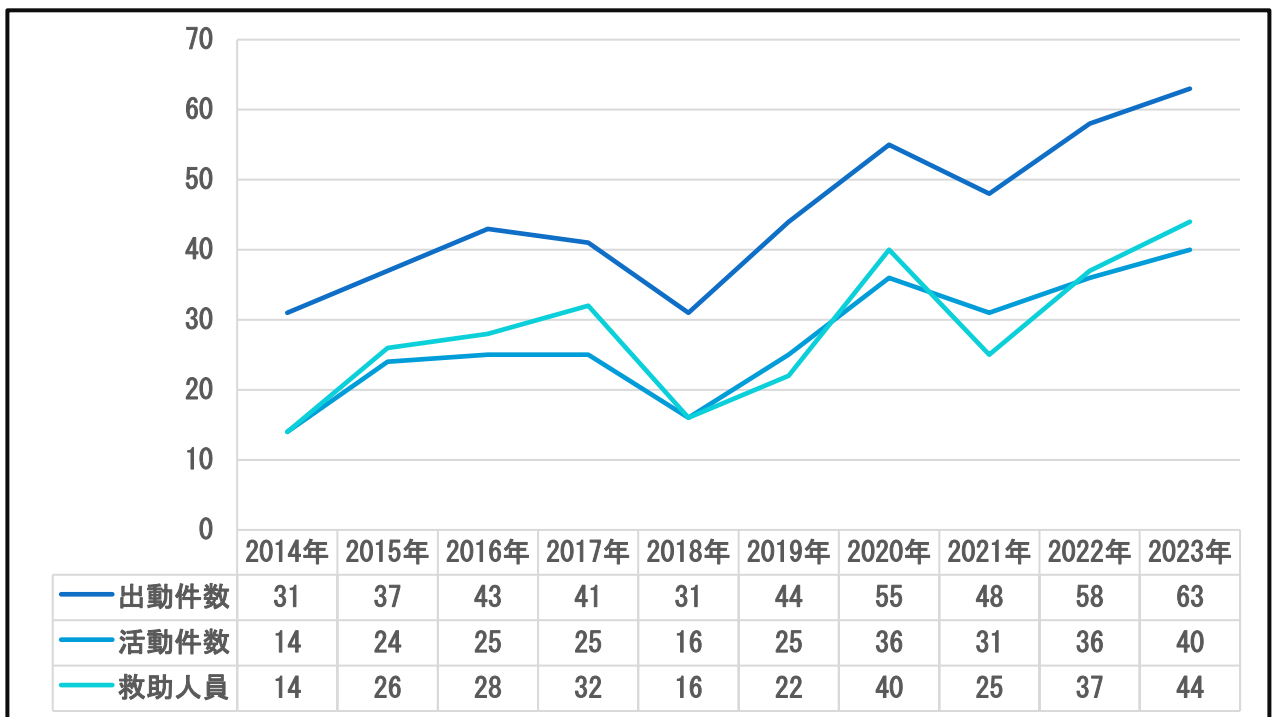
(3) 消防本部の現況

ア 災害発生状況

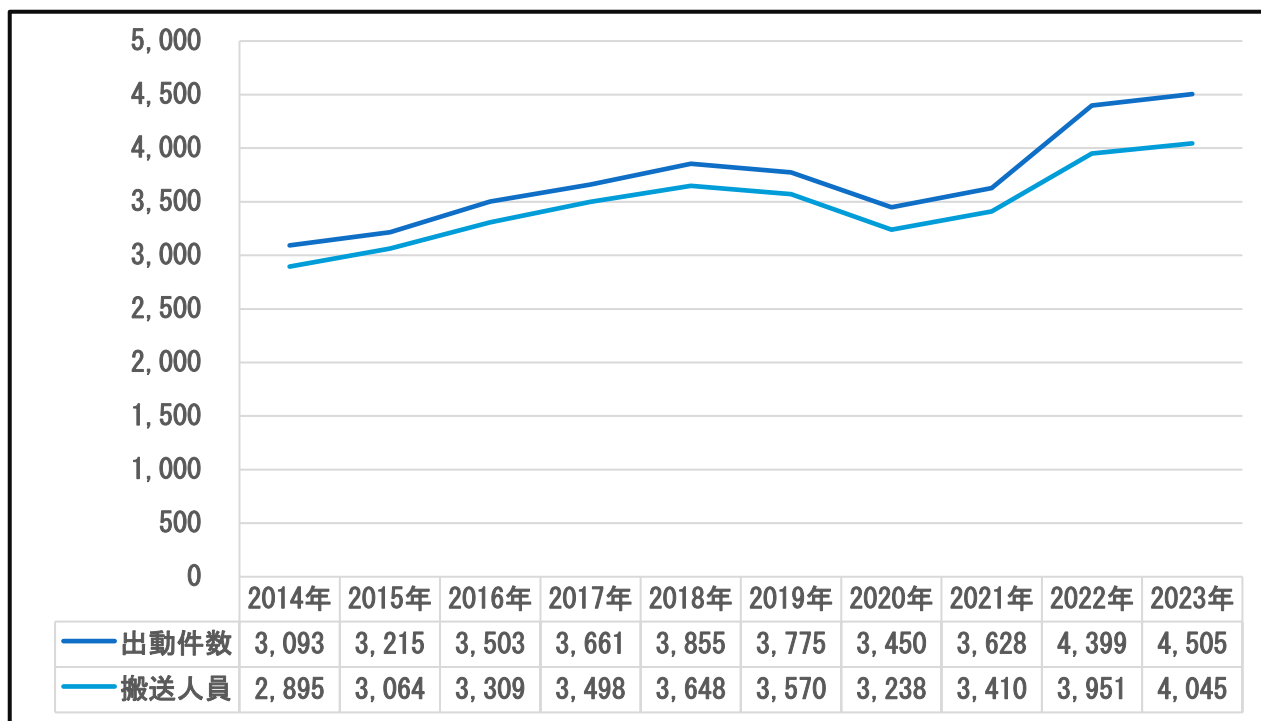
(ア) 過去10年間の火災状況推移



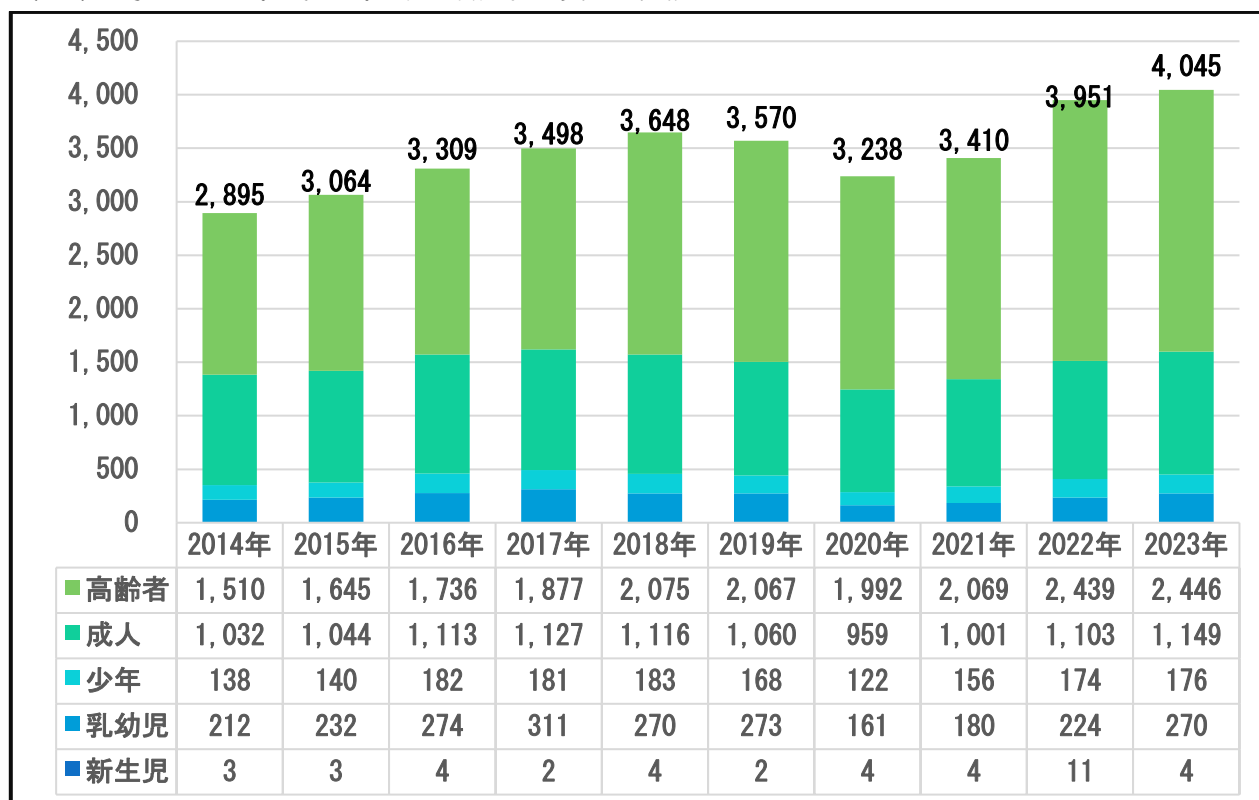
(イ) 過去10年間の救助状況推移



(ウ) 過去 10 年間の救急状況推移



(エ) 過去 10 年間の年齢別搬送人員の推移



高齢者：65 歳以上

イ 消防力の状況

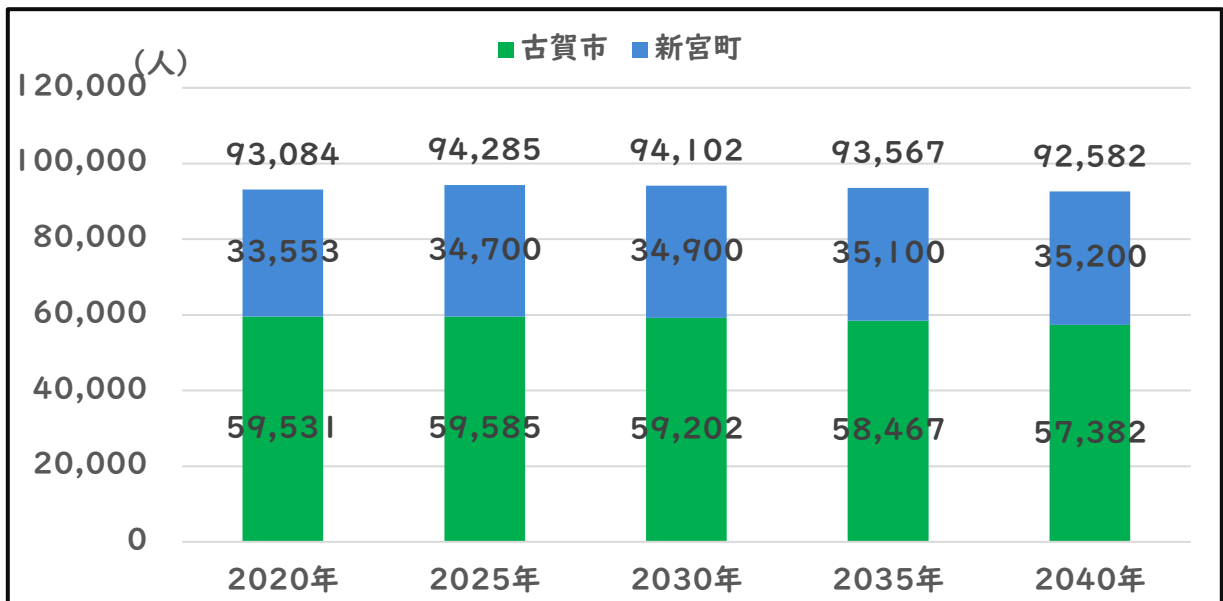
社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、次のとおり人員及び施設を整備しています。

令和5年4月1日現在

人 員	職員実数	103人	※職員定数 105人
	再任用職員	4人	
	会計年度任用職員	1人	
車 両	指揮車	1台	
	消防ポンプ車	5台	(予備車1台含む)
	救急車	5台	(予備車1台含む)
	救助工作車	1台	
	梯子車	1台	
	支援車	1台	
	上記以外の特殊車	4台	
	上記以外の公用車	5台	
庁 舎	消防本署	1署	※本部機能兼ねる
	消防分署	1署	

ウ 管内の人口推移

管内の将来人口として、令和2(2020)年に 93,084人であった人口は、令和7(2025)年に 94,285人まで増加しますが、そこをピークに徐々に減少し、令和12(2030)年には 94,102人になると推計されています。



第2期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンを基に作成

(4) 消防本部の課題

地方財政の状況は、生産年齢人口が減少し、構成市町の税収入増加が容易に期待できなくなる一方で、超高齢社会を迎え、医療や福祉などの社会保障関係費が増加しています。消防本部は、構成市町からの分担金を主な財源としていますが、今後、構成市町では人口減少が進む見込みがあります。このことは、人口を測定単位とする消防費の基準財政需要額の減少につながり、構成市町からの分担金が抑制に向かう可能性があります。

一方で、高齢化率の上昇に伴う救急需要の増大や住宅防火など避難行動要支援者への対策と気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震への備えが重要となっています。

このような状況の中で、地域の安全・安心を守り、社会情勢に応じた消防行政を推進していくためには、管内における将来人口推計や地理的な条件などを考慮した消防体制を構築することが必要になっています。

他方、職員の人材育成の面から見ますと、経験豊富な職員の退職により消防活動能力や行政事務能力の低下が懸念されます。限られた経営資源の中で職員は成長の可能性を持つ資産「人財」であるとの認識に立ち、人材育成を進めていく必要があります。更に定年引上げの開始に伴い、高齢期職員の職域拡大等が課題となっています。

以上のことから、消防本部の対応力を強化するだけでは、地域の安全・安心を将来に渡って守り続けることは難しくなっています。そのため、他消防本部及び県並びに構成市町、消防団及び民間事業所などと連携を強化するとともに、地域住民の、防火・防災・救命に関する意識の普及啓発を推進し、自助と共助を充実させていくことが大切になっています。

重点的に取り組む課題

限られた経営資源をもって、住民の安全を確保し、新たな課題に対応できる組織体制を構築することが必要です。

超高齢社会を迎え、更に増大することが予測される救急需要への対応、住宅防火対策及び避難行動支援の充実が求められています。

地震や風水害などの大規模な自然災害を身近なものとしてとらえ、それに対応するための公助の強化、自助と共助の充実が必要です。

若手からベテランまで全世代の職員が、初心を大切に自らの能力向上に努め、共に支え合いながら組織力を向上させることが大切になっています。

3 基本目標と取組方針

(1) 基本目標

第6次粕屋北部消防本部総合計画の基本目標（10年後の目標）は、消防本部の現況と課題を踏まえ次のとおりとします。

将来を見据えた消防体制づくり

人命救助の最前線である予防行政の推進

あらゆる災害を想定した対応力強化

柔軟な思考とやる気あふれる消防職員の育成

(2) 目標達成に向けた取組方針

財政計画との整合性を保ち、健全な行財政運営に取り組みながら組織力の充実を図ります。

消防力を効率的・効果的に配置するため、消防職員、庁舎施設及び車両配置・整備に関する調査研究を行います。

消防本部の災害対応力を向上させるとともに、関係機関との連携を強化し、住民の防火・防災・救命に関する意識の普及啓発に取り組みます。

「人材育成基本方針」に基づき、自ら考え・行動し・信頼される消防職員の育成に取り組みます。



4 施策の体系

基本目標（10年後の目標）を実現するための主要施策、個別施策及び実施事業は次のとおりとします。

主要施策（10年後の目標を実現するための主要となる施策を体系化したもの）	個別施策（主要施策を細分化し具体的な施策を示したもの）	実施事業（個別施策を展開するための手段として実施する事業を示したもの）		
次長の目標	課長級の目標	係長級の目標		
1 健全な消防組織・消防体制づくり	11 将来を見据えた組織づくり	111 組織基盤の最適化	112 職員の定員管理	
		113 職員の健康管理	114 健全な行財政運営	
	12 人材育成の推進	121 人材育成基本方針の見直し	122 職員研修の充実	
		123 人事評価制度の充実		
	13 組織対応の充実	131 DXの推進	132 SDGsの取り組み	
		133 広報活動の充実	134 非常時の業務継続	
2 住宅等防火対策の推進	21 住宅用火災警報器の設置維持促進	211 住宅用火災警報器の設置・維持管理		
	22 出火・放火対策の推進	221 放火防止対策の推進	222 密集地域等防火対策の推進	
	23 防火思想の普及啓発	231 避難行動要支援者への防火訪問	232 外郭団体の育成	
3 予防行政の充実強化	31 予防業務の充実強化	311 査察の重点化	312 重大な消防法令違反対象物の是正	
		313 予防要員の育成		
	32 防火・防災対象物の防火安全体制	321 防火管理講習会の充実	322 防火管理体制の充実促進	
4 消防対応力の強化	42 消防活動技術の向上	421 実戦的な訓練の実施	422 合同訓練の実施	
		423 安全管理体制の確立	424 隊員の育成	
5 救急活動体制の強化	51 救急活動技術の向上	511 救急教育の充実	512 地域MC等との連携	
	52 救命率・社会復帰率の向上	521 応急手当等の普及啓発	522 医療機関等との連携協力	
6 消防施設・資機材の計画的整備	61 消防施設の整備	611 新本部庁舎建設に向けた検討・準備	612 庁舎・施設の維持管理	
	62 消防車両の整備	621 車両更新計画の定期的な見直し	622 更新計画に基づく車両更新	
	63 活動用資機材の整備	631 整備計画に基づく資機材更新		
	64 消防通信施設の整備	641 通信機器の整備・研究	642 消防管制情報指令システムの整備	
7 地域防災力の向上	71 自助の充実	711 住民の防災・減災に関する意識向上		
	72 共助の充実	721 自主防災組織の育成・強化	722 構成市町との連携	
	73 消防団との連携	731 消防団活動の充実		
8 関係機関との連携	81 消防機関との連携	811 各種応援体制の充実		
	82 民間事業所等との連携	821 各種協定の更新		
	83 消防広域化の検討	831 消防広域化の研究		



主要施策Ⅰ 健全な消防組織・消防体制づくり

社会変化に応じながら、将来に渡って安定した消防行政を継続し、地域の安全・安心を守り続けることが消防本部の目標です。

中長期的な視野で消防組織・消防体制づくりを進め、より信頼される消防本部を目指していきます。

これまで以上に職員の人材育成に注力するとともに、職員が支えあい、高めあえる職場環境をつくり、組織力向上につなげていきます。

指標

項目	目標（令和11年度）
財政計画の更新	毎年度更新
外部研修派遣	職員一人ひとりを5年間に1回以上外部研修へ派遣

個別施策Ⅱ 将来を見据えた組織づくり

現状

令和5年4月1日現在の組織は、1本部1署1分署体制で、総務・警防・予防（3課7係1室）で構成しています。再任用職員を含め107人の消防職員で、管内人口約9万3千人の住民の安全・安心を守っています。

直近の10年間においては、社会の変化等に応じ、指揮隊の新設、救急小隊の増隊、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用の開始など、災害対応力の強化を図るとともに、女性消防吏員の新規採用を実現しました。

超高齢社会を迎え、社会保障関係費の増加など、構成市町の財政状況は厳しくなることが予想されます。管内人口は緩やかに減少していく見込みで、このことは人口を主要な測定単位とする消防費の基準財政需要額の減少につながっていきます。

課題

火災や救急をはじめとする災害発生状況は変化しており、消防業務の多くの分野で専門的な知識が求められるようになっていきます。限られた人員をどう配置するか、調査・検討していくことが重要になっていきます。

将来に渡って消防力を維持していくためには、高齢期職員の職域拡大等をはじめ、中堅以下の職員や新規採用職員の計画的な育成が欠かせません。

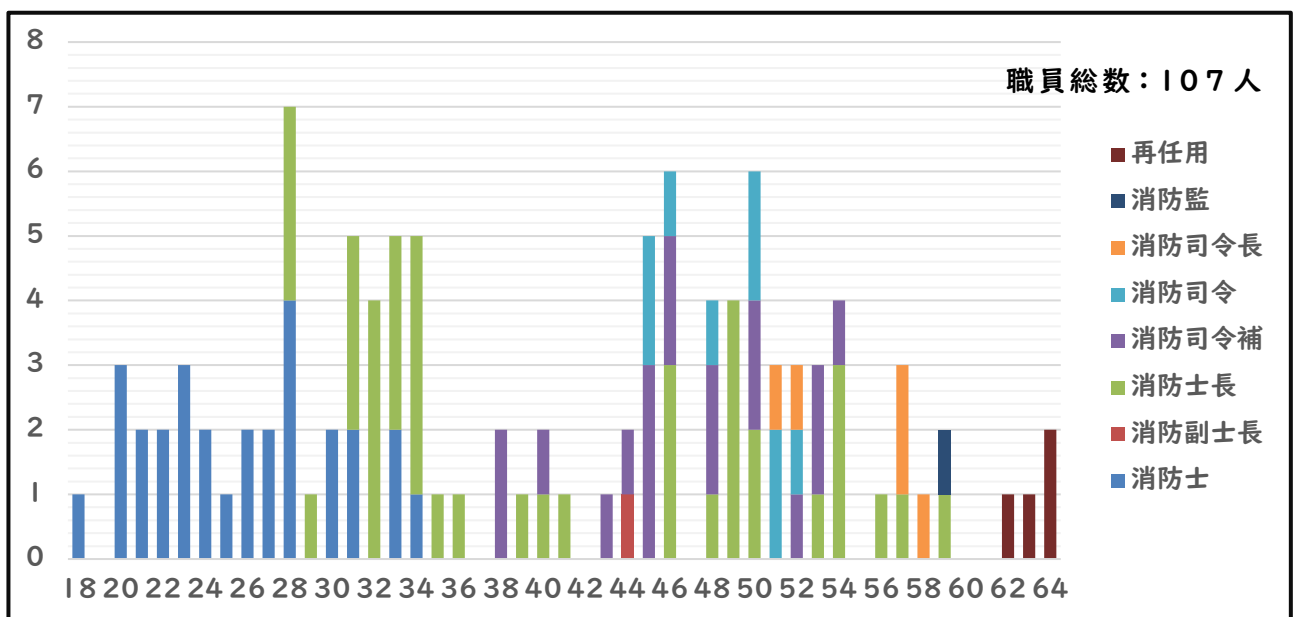
構成市町の財政状況を勘案し、住民サービスを維持しつつ、増大する救急需要や消防施設・資機材の整備に対応していくために、中長期的な視点に立った行財政運営が求められています。

消防本部及び消防署の人員配置状況（令和5年4月1日現在）

		消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防 士	計
消防長		1							1
次長兼消防署長			1						1
総 務 課	課長		1						1
	課長補佐			1					1
	庶務人事係			1	4	4		2	11
	企画財政係			1	3	2	1	4	11
	総務課付							4	4
警 防 課	課長		1						1
	課長補佐			1					1
	警防係			1	2	3		4	10
	救急係			1	2	4		2	9
	防災係			1	1	5		1	8
	災害対策室				(1)	2(3)			2(4)
予 防 課	課長		1						1
	課長補佐								
	予防係			1	1	5		4	11
	指導係			1	2	4		4	11
新宮分署			1		3	11		4	19
計		1	5	9	18(1)	40(3)	1	29	103(4)

() は再任用職員

職員の年齢別階級分布表（令和5年4月1日現在）



実施事業 111 組織基盤の最適化

- ・ 消防力を最大限に活かしながら住民の負託にこたえ続けて行くために、災害発生状況及び管内の人口推計を基に、部隊運用、人員配置に関する検討を重ねていきます。
- ・ 所属間のバランスを考慮しながら、組織力を最大限に発揮できるように、組織機構や事務分掌を見直します。
- ・ 優先度及び効果が低い業務は、規模の縮小や中止を検討し、業務の効率化を図ります。

実施事業 112 職員の定員管理

- ・ 将来に渡って安定した消防力を維持できるよう、職員を計画的に採用します。
- ・ 女性消防吏員の職域を拡大させ、女性と男性が共に活躍し、活気ある組織づくりを推進します。
- ・ 定年引上げに伴い、高齢期職員のポスト確保、職域、体力管理及び安全管理対策について整備を進めます。
- ・ 消防組織の基盤強化に併せ、必要に応じて職員定数条例及び人員配置計画の見直しを行います。

実施事業 113 職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策を強化するために組織内の意識改革を行い、セルフケア^{*1}とラインケア^{*2}を充実させます。
- ・ 産業医及び保健師によるスタッフケアを充実させるとともに、外部機関による従業員支援プログラムの導入について検討します。
- ・ 定年引上げに伴い、職員が65歳まで活躍できる健康な身体づくりを推進します。

*1 セルフケア：健康やストレスに対して自分自身で面倒を見ること。

*2 ラインケア：事業管理者が部下の心の健康をケアしたり、職場環境を改善していく取り組みのこと。

実施事業 114 健全な行財政運営

- ・ 予算、決算の状況に応じ、最新の財政収支の見通しを反映できるように、毎年度、ローリング方式で粕屋北部消防本部財政計画（以下「財政計画」という。）を更新します。
- ・ 財政計画で中期的な財政収支を推計し、無駄のない常備消防費を算出し、構成市町の理解を得て安定した消防力を維持していきます。

個別施策 12 人材育成の推進

現状

消防の使命達成には、消防力の充実強化が必要不可欠です。消防力の中で最も重要である「人材」の育成と能力開発は消防本部の重点施策の1つです。

これを受けて、令和3年4月に現在の粕屋北部消防本部人材育成基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。基本方針に基づき、職員の資質の向上及び職員同士が連携・協力することによる組織力向上を推進しています。

課題

基本方針策定から2年以上が経過した中で、基本方針を見直す時機となっています。人事ローテーションによる効果の分析と課題の把握による所要部分の見直し、職員のキャリア形成に関する内容の追加が主な所です。

人材育成のためには職員研修の充実が大切であり、将来を見据えて組織が求める人材育成につながる研修等の機会を増やしていく必要があります。

実施事業 121 人材育成基本方針の見直し

- ・人事ローテーションによる効果の分析と課題を把握し、今後の人材育成方針に反映させます。
- ・職員のキャリアパスの例示とキャリアビジョンを踏まえた人材育成を進めます。

実施事業 122 職員研修の充実

- ・組織が求める人材を育成するため、研修機会の充実を図ります。
- ・職員のキャリアアップにつながる他機関への研修派遣を実施します。

実施事業 123 人事評価制度の充実

- ・人事評価制度を充実させ、人材育成につなげていきます。



職場内研修（火災性状研修）



職場外研修（消防大学校）

個別施策 13 組織対応の充実

現状

消防組織は、社会変化に柔軟に対応することが求められ、デジタル化や地球温暖化対策にも積極的に取り組んでいます。

防火・防災・救命に関することを中心に、住民に有益な情報を積極的に発信し、信頼される消防本部を目指しています。

地震や風水害など、近年の災害は激甚化・頻発化していることを受け、非常時の業務継続計画（以下「BCP」という。）を令和元年度に策定しています。

課題

デジタル化や省エネ対策は日進月歩で技術進化しており、その変化に今後も対応していく必要があります。

広報活動には様々な手段があります。広報誌、ホームページ、SNS については、活用する人が違えば求められることも異なるため、それぞれの効果を分析することが重要になっています。

有事の際に、より機能性の高い BCP とするためには、計画を定期的に見直すことが必要です。

実施事業 131 DX の推進

- ・ DX を推進し、消防防災力の拡充・強化を目指します。
- ・最新の ICT（情報通信技術）を活用し、住民サービスの向上とコスト削減に取り組めます。
- ・計画的に事務処理環境（パソコン、プリンター、サーバ、グループウェア、ネットワーク）を更新し、業務の効率化と職員の負担軽減を図ります。
- ・デジタル化の推進に併せ、セキュリティ対策を強化します。

実施事業 132 SDGs の取組み

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、組織をあげた省エネ活動を継続します。
- ・EV（電気自動車）及び電動資機材の導入について検討します。



実施事業 133 広報活動の充実

- ・ 地域密着型で信頼される消防本部を目指して、今後も防災訓練等の地域住民が集まるイベントに参加し、対面による情報発信を継続します。
- ・ 各所属が協力して、住民の防火・防災・救命に関する意識向上を目指します。
- ・ 広報手段ごとの効果を分析し、様々な手法を組み合わせながら計画性のある効果的な情報発信に取り組みます。



粕屋北部地区防災協会・消防団 合同街頭防火広報

実施事業 134 非常時の業務継続

- ・ 非常時においても最大限消防業務を維持できるように、組織体制の見直し、施設や設備の変化、その他諸事業に応じ、BCPを更新します。



BCP 訓練

主要施策 2 住宅等防火対策の推進

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会を確保していくことは消防行政の目的です。火災予防のためには消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域さらには住民がそれぞれ自らの責任と役割分担を認識し、協働して火災予防活動を図ることが重要です。

指標

項目	現状（R5年度）	目標（R11年度）
住宅用火災警報器の設置率	82%	85%

個別施策 21 住宅用火災警報器の設置維持促進

現状

全国の平成 23 年以降の出火件数及び火災による死者数は、おおむね減少傾向です。しかしながら住宅火災による死者数は減少しておらず、特に高齢化進展に伴い住宅火災の死者の約 8 割が 65 歳以上の高齢者となっていることを踏まえると、住宅防火対策が急務となっています。

そのため、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれる住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置を呼びかけていくとともに、現在設置されている住警器の点検及び維持管理について、広報活動を展開しています。

課題

当消防本部では、平成 21 年から住警器の設置率調査を実施しています。令和 4 年の推計設置率は 82.0%であり、全国平均 84.0%を下回っています。

住警器の交換目安は、本体内部の機器劣化や電池の寿命等を踏まえ、約 10 年とされていることを、広く住民に周知していく必要があります。

実施事業 211 住宅用火災警報器の設置・維持管理

- ・避難訓練や防火教室等を直接住民と接する機会と捉え、防火指導と合わせて設置率調査を行い、住警器の重要性を認識してもらい、設置を促進していきます。
- ・住警器の適切な維持管理と、設置後 10 年経過するものは、本体の交換を呼びかけていきます。



個別施策 22 出火・放火対策の推進

現状

「放火」及び「放火の疑い」が出火原因の火災は、減少傾向が続いています。全国の令和4年中の放火による出火件数は2,242件（全火災の6.2%、対前年比3.9%減）となっています。これに放火の疑いを加えると3,710件（全火災の11.0%、対前年比4.6%減）発生しています。

課題

放火による火災件数は全国的に減少傾向ですが、出火原因の上位で深刻な社会問題となっています。管内においても「放火させない、放火されない環境づくり」を構築するため、放火対策の広報活動や地域との連携が必要です。

また、近年「空き家」の増加が社会問題としてクローズアップされており、管内においても構成市町、関係機関及び空き家の関係者等との連絡を密にし、空き家における防火対策を推進していくことが求められています。

実施事業 221 放火防止対策の推進

- ・防火教室、出前講座及び SNS 等を通じて防火意識の向上を図ります。
- ・連続放火が発生した場合、速やかに「連続放火対策推進会議」を開催し、その広がりを抑えます。
- ・関係機関と連絡を密にし、空き家に係る放火を含めた防火対策を推進します。

実施事業 222 密集地域等防火対策の推進

- ・火災の際に延焼拡大危険が特に大きい JR 古賀駅前商店街、JR 福工大駅前商店街等の木造密集地域や道路狭あい地域の小規模飲食店を含めた防火指導を行います。
- ・避難経路が1つしかない建物及び火災の際に人的被害が予想される複合施設等への防火指導を行います。



JR 古賀駅前商店街



JR 福工大駅前商店街

個別施策 23 防火思想の普及啓発

現状

住民に対する防火思想の普及啓発では、火災の発生防止とともに火災が発生した場合の通報、初期消火、安全避難等の行動を住民の誰もが「安全・確実・手際よく」行えるよう火災予防に対する知識と理解を深めることが重要です。

外郭団体としては、粕屋北部地区防災協会（以下「防災協会」という。）、粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会（以下「幼年消防クラブ」という。）、相島少年消防クラブ（以下「BFC」という。）及び相島婦人防火クラブがあり、それぞれに多様な取組みを展開して地域の火災予防、防火思想の普及啓発に貢献しています。

課題

地域における高齢化が進み、災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」の増加が見込まれる中、避難行動への支援が急務となっています。

防災協会の加入事業者数は近年減少傾向であり、今後は、広く事業者に防災協会の必要性、活動内容を周知し加入促進を図っていかねばなりません。

幼年消防クラブ、BFC 及び相島婦人防火クラブについても、時代に即した活動が求められています。

今後は、各団体の活動を積極的に支援するとともに、昨今の情報化社会においてその機能を十二分に発揮し、防火思想の普及啓発に努めなければなりません。



幼年消防クラブ作成防火看板

実施事業 231 避難行動要支援者への防火訪問

- ・ 地元の民生委員等と協力し防火訪問を実施します。
- ・ 構成市町での区長会や民生委員会を通じて防火訪問の呼びかけを行います。

実施事業 232 外郭団体の育成

- ・ 防災協会の会員数の増加を図るため、積極的な新規加入促進を図ります。
- ・ 幼年消防クラブのクラブ員が参加するちびっこ消防広場を充実させ、防火思想の普及を図ります。
- ・ BFC の活動を支援し、クラブ活動の充実、上級生から下級生に向けて防火思想を深める支援を行います。
- ・ 相島婦人防火クラブを通じて、相島の火災予防啓発の活性化を図ります。
- ・ 保育士、幼稚園教諭及び保護者に対する防火防災研修を実施します。
- ・ オンラインによる防火教室を実施します。



BFC による夜回り活動



相島婦人防火クラブ視察研修



防災協会視察研修



ちびっこ消防広場

主要施策 3 予防行政の充実強化

予防業務は、建築物の消防同意事務、消防用設備等の着工、消防検査事務、危険物施設の許認可、完成検査事務、防火・防災管理に関する事務等を行っています。

消防を取り巻く環境の変化に対応し、住民のニーズに的確に応えていくために、円滑な予防事務を推進しています。

個別施策 31 予防業務の充実強化

現状

消防同意事務、消防用設備等の設置に伴う着工審査事務、防火対象物の消防検査業務を始めとする専門的な知識が必要となっています。併せて、事前相談件数の著しい増加や予防分野の電子申請化など、業務が多岐に渡っています。

危険物担当は危険物施設の許認可事務、完成検査を行いながら危険物施設の事故防止、保安管理体制の充実を図っています。

防火管理担当は防火・防災管理者未選任対象物に対する選任指導、消防計画の届出審査をはじめ、消火避難訓練の訓練指導を行っています。併せて、自主防災組織の防火指導等を行っています。

また、防災協会をはじめとする各種外郭団体の事務を担当し、防火管理講習会、危険物準備講習会を開催しています。

課題

近年の頻繁な法令改正への対応、管内の大規模建築物の増加、特定防火対象物^{*1}公表制度の体制、非特定防火対象物^{*2}及び危険物施設の違反是正処理他、専門知識が必要な業務の増加と相反して、団塊世代の大量退職による職員の若返りが急速に進み、予防分野の伝承教育や、職場内研修等を行い、職員一人ひとりの資質の向上に努めなければなりません。

また、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、予防技術資格者^{*3}の継続した養成を行う必要があります。

*1 特定防火対象物：不特定多数の者が出入りする用途の建物。

*2 非特定防火対象物：特定防火対象物以外の建物。

*3 予防技術資格者：火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者。

実施事業 311 査察の重点化

- ・効率的かつ効果的な定期査察、特別査察計画を再構築します。
- ・査察及び違反処理並びに法令改正に関する業務を充実させていきます。
- ・定期査察を計画的に実施するとともに、特異火災に対応した特別査察の時機を失することなく実施し、違反のない対象物は繰り延べるなどして違反対象物の改善に力を注いでいきます。

実施事業 312 重大な消防法令違反对象物の是正

- ・公表制度*に伴い、建物の利用者が火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるように、違反処理体制を確立させます。
- ・消防法令違反对象物に対しては、予防要員が改善状況を継続的に追跡して、その履行を求めます。
- ・警察機関、福祉部局及び建築部局並びに顧問弁護士等と情報共有・連携体制を構築し、違反是正に取り組んでいきます。

* 公表制度：違反对象物に係る公表制度の実施について、公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報、(建物名、住所、違反の内容等)である。

実施事業 313 予防要員の育成

- ・高度な専門知識を有する職員を育成するため、消防学校や他の消防本部で開催される専門教育に派遣します。
- ・予防関連教育と査察スキルアップ研修を計画的に実施します。
- ・予防技術資格者の適正配置を図るため、資格受験を計画的に進めます。

令和5年4月1日現在

区分	防火査察	消防用設備等	危険物
認定者等			
予防技術資格者	19人	11人	12人
予防技術検定合格者で実務経験4年未満の者	10人	1人	2人



マンションの中間検査



工場の消防検査

個別施策 32 防火・防災対象物の防火安全体制

現状

「自分のところは自分で守る」という精神が自主防火管理の原則ですが、過去の火災の中には通報、初期消火、避難誘導等を適切に実施できなかったため人的被害、物的被害を拡大させた事例があります。

課題

防火対象物の関係者は、防火管理体制の充実とともに、消防計画に基づく定期的な消火・避難訓練の充実に加えて、従業員に対して防火教育の充実を図ることが必要となっています。

また、防火対象物定期点検報告、防災管理定期点検報告や消防用設備等点検結果報告と併せて、関係者等へ自主点検の実施を促していく必要があります。

実施事業 321 防火管理講習会の充実

- ・防火管理者が選任されていない事業所に対しての指導や資格取得の促進を図ります。
- ・甲種防火管理新規講習会、乙種防火管理講習会、甲種防火管理再講習会の充実促進を図ります。
- ・消防団の団歴証明により選任された防火管理者が、適切に防火管理業務が行えるよう、防火管理研修会を開催します。
- ・講習の利便性を向上させ、受講者の負担軽減を図るため、デジタル技術を活用し、講習のオンライン化を検討していきます。

実施事業 322 防火管理体制の充実促進

- ・消防計画に基づく定期的な消火・避難訓練の実施を促し、効果的で実効性のある訓練の実現を目指します。
- ・自衛消防隊員や従業員への訓練指導を充実させ、防火意識の向上を図ります。
- ・防火対象物定期点検報告、防災管理定期点検報告や消防用設備等点検結果報告の確実な履行を促します。点検の結果、不備事項がある事業所に対しては、是正を指導します。



個別施策 33 危険物保安体制の確立

現状

全国的に EV の普及やエネルギー源の分散化による危険物施設の減少及び施設の老朽化が進む中、経年劣化等による事故が懸念されます。

管内においても危険物施設の老朽化が見られ、日常点検の強化、適正な維持管理が必要です。

課題

全国の危険物施設における事故発生件数は高い水準で推移しています。火災事故原因では、維持管理、操作確認の不十分などの人的要因によるものが多く、流出事故原因では、設備の腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多く発生しています。

これらの事故を未然に防止するためには、関係事業所や関係団体によるソフト・ハード両面からの自主的な取組、日常点検の強化、適正な維持管理が必要不可欠です。

実施事業 331 法令違反危険物施設等の是正

- ・危険物施設の設置・変更許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう指導します。
- ・危険物施設等における効率的かつ効果的な査察計画を構築します。

実施事業 332 危険物施設事故防止対策の推進

- ・事業所等（店舗含む。）に、事故発生時における社会的責任の自覚を促し、事故発生時の早期通報及び適正な処置等の普及啓発を呼びかけます。
- ・危険物安全週間に従事者講習会を実施し、事故発生防止を図ります。
- ・地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止を図ります。
- ・移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両の検査等を行います。



危険物施設への立入検査

主要施策 4 消防対応力の強化

近年、自然・社会環境の変化により、各種災害や事故等は複雑多様化、大規模化の一途をたどっており、都市構造の複雑化や急速な超高齢社会の到来、住民の消防ニーズや消防を取り巻く環境は大きく変わってきています。これに伴い、高機能で利便性が増した消防資機材の開発及び導入が進んでおり、隊員はより高度な消防活動技術を体得し、災害に対応しています。

消防は住民の信頼と負託に応えるべく、常に消防力の充実・強化を図り、住民に対する消防行政サービスの向上に努めていきます。

個別施策 41 車両・部隊の効率的な運用

現状

福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に伴い、現場活動人員や出動車両の適正化、初動体制の強化と現場到着時間の短縮など、消防活動体制の強化に取り組むとともに、部隊の充実強化を図っています。

一方、消防車両等は、老朽化の著しい車両を優先して更新し、万全の体制で消防力の維持に努める必要があります。

課題

災害時に「安全・確実・手際よく」対応できる消防力を維持するため、消防車両及び消防機械器具の計画的な整備が必要です。今後も、効率的かつ効果的な部隊運用を行うため、継続した災害出動計画の見直しが必要です。

実施事業 411 部隊編成等の検討

- ・ 消防活動方針の徹底、消防活動訓練の高度化及び部隊間の消防活動技術の斉一を図るとともに、消防活動を円滑に遂行する事を目的に、消防活動業務推進会議を定期に開催します。
- ・ 消防活動の指針、部隊運用、出動計画などを見直し、組織及び地域の実情に即した消防体制を構築します。
- ・ 消火活動、救助活動、その他の消防戦術を検討し、活動要領の充実を図ります。
- ・ 隊員のキャリアアップに繋がる研修及び講習会の派遣について検討を行います。
- ・ 感染症などの流行による救急多発又は長時間活動が強いられる場合、臨時的に日勤救急小隊を編成するなど、職員の負担軽減及び住民サービスの向上に繋がるように検討します。

個別施策 42 消防活動技術の向上

現状

専門性のある「山岳救助」、「水難救助」及び「特殊災害」の活動要領を適宜整備しながら訓練を行っています。また、署内外で実践的な訓練を行うとともに、知識を有する外部講師等の研修会に参加し、災害対応力の向上を図っています。

課題

複雑多様化する災害に「安全・確実・手際良く」対応するため、専門的な知識と技術を有する人材の育成と併せて、若年職員への消防活動技術及び知識の伝承並びに新たな環境変化に対応できる職員の育成が必要です。

実施事業 421 実戦的な訓練の実施

- ・解体予定の建物を活用するなど、実際の災害を想定した消防活動訓練の充実を図ります。
- ・管内の特性に応じ、定期的な署外訓練を実施することで、消防活動技術の習得を目指します。
- ・訓練を通じて、活動要領の検証及び見直しを図ります。

実施事業 422 合同訓練の実施

- ・大規模多様化する災害を想定し、近隣消防本部との円滑な消防活動が行える関係性を築きます。
- ・他本部の活動技術を学び、交流することで職員のスキルアップにつなげます。
- ・訓練を通じて、活動要領の検証及び見直しを図ります。



交通事故による救助活動



山岳救助訓練

実施事業 423 安全管理体制の確立

- ・安全委員会による検証等を行い、安全管理体制の充実を図ります。
- ・安全管理、事故防止に関する研修に参加し、職員への還元に努めます。
- ・火災発生時に、人命危険が高い防ぎょ困難対象物や延焼拡大危険が高い防ぎょ困難地域については、消防活動計画の作成及び更新を行います。

実施事業 424 隊員の育成

- ・先進消防本部へ職員派遣を行い、高度な活動技術及び知識の習得を推進します。
- ・他消防本部救助隊との合同訓練を実施し、救助活動技術の向上に努めます。
- ・消防学校等で行われる専門教育、研修等へ積極的に派遣し、専門的な知識を有する隊員の育成に努めます。
- ・計画的な訓練を通して潜水従事者の継続した育成を行います。
- ・他機関との合同訓練などを通じて、効果的な訓練方法や活動要領の検証を推進します。



救助技術指導会 渡過訓練



レスキューボード訓練

主要施策 5 救急活動体制の強化

当消防本部の救急救命士については、医療機関で年間 32 時間の病院実習を始めとして、各種学会及び研修会並びにシミュレーション（実践型訓練）への参加を継続的に行っていきます。

また、救命医と救急救命士による救急活動の事後検証を通じて、知識・技術の向上と救急活動のマネジメントを行っていきます。今後は、指導的立場の救急救命士を中心とした救急活動の基礎及び応用並びに発展教育を実施し、救急活動能力の向上を図っていきます。

個別施策 51 救急活動技術の向上

現状

高齢化の進展や、環境及び生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念されています。

また、救急救命士の処置範囲の拡大など救急業務は年々高度化しています。

課題

増加する救急需要に適切に対応するための方策を検討し、より一層の体制強化と計画的な救急資機材等の整備と併せて、指導救命士を中心とした、救急救命士等の救急隊員の養成と研修を行うことが必要です。

また、医療機関との連携による地域MC*体制の更なる充実を図り、救急業務の高度化と適正化を図ることが今後も必要です。

* MC (Medical Control) : 救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するためのシステム。

実施事業 511 救急教育の充実

- ・指導救命士が救急隊員等を指導育成していく体制を構築します。
- ・指導救命士が企画立案し、現場職員に対する基本・応用訓練を実施します。
- ・計画的な高度救命処置教育用資機材（以下「教育用資機材」という。）更新のため、財政担当課と協議のうえ、各教育用資機材の更新計画を作成します。

実施事業 512 地域 MC 等との連携

- ・地域MCが開催するJPTEC*¹研修へ参加し、病院前外傷救護の活動技術を向上させます。
- ・地域MCが開催するMCLS*²研修へ参加し、大規模災害や多重事故の活動技術を向上させます。

*1 JPTEC (Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care) : 病院搬送前での外傷教育プログラム。

*2 MCLS (Mass Casualty Life Support) : 多数傷病者への対応標準化トレーニングコース。

個別施策 52 救命率・社会復帰率の向上

現状

福岡地域における救急医療の質の高さは、目撃された心原性心肺停止症例の救命率及び社会復帰率が全国1位(10ヶ年集計)であることによって証明されています。

救急車が到着するまでの間の適切な応急手当が、傷病者の救命に大きく左右することから、救命講習会等を開催し応急手当の普及啓発を推進しています。

課題

救命率向上のためには、救急車が到着するまでのバイスタンダー*による応急手当が重要であり、多くの住民が救命講習を受講できる環境を整えることが必要です。

また、限られた救急車を真に救急搬送が必要な傷病者に対応させるには、救急車の適正利用についての普及啓発を図ることが必要です。

* バイスタンダー：救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のことをいう。

実施事業 521 応急手当等の普及啓発

- ・管内の小学校に対して、こども救命士認定講習を継続的に実施します。
- ・SNS等を積極的に活用し、応急手当の重要性及び予防救急の普及啓発活動並びに救急車の適正利用について広報を実施します。
- ・救急医療電話相談(#7119)及び小児救急医療電話相談(#8000)の周知については、SNS等を通じて住民に広報します。

実施事業 522 医療機関等との連携協力

- ・多数傷病者を想定した災害拠点病院等との連携訓練を実施します。
- ・医療機関等が開催する勉強会、救急医学会、救急隊シンポジウムへ参加します。



こども救命士認定講習



医療機関との連携訓練

主要施策 6 消防施設・資機材の計画的整備

消防施設・車両・資機材といったハード面の消防力の充実を図り、住民サービスを低下させないことが重要です。

消防力の整備指針を参考に整備を進めていきます。

施設・車両・資機材の整備については高額な費用がかかり、耐用年数も限られていることから計画的な更新を行っていきます。

指標

更新年度	R6年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
更新車両	◎ポンプ車	○査察車	◎救急車	○マイクロバス	◎ポンプ車
		○輸送車			

※◎は更新予定年度。○は更新年度の目安。

個別施策 6-1 消防施設の整備

現状

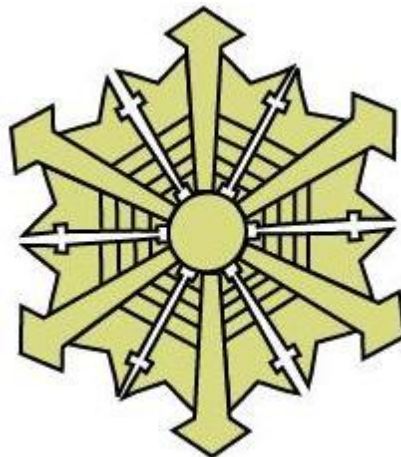
本部庁舎は令和6年4月1日で44年を迎え、新宮分署庁舎は30年を迎えます。消防力の整備指針に示される署所の設置基準「2」を満たしてはいますが、経年劣化が進み、付帯設備や躯体構造等の修理・改修が増加し、毎年多額の維持・修繕費用が生じています。

また、本部庁舎建て替え時期を60年としていますので、16年後（令和22年）からの建て替えに向けて検討をはじめています。

課題

計画的な庁舎建設が適切に推進できるように庁舎建設のための整備計画を策定し、庁舎建て替えまでは既存の庁舎を維持管理していく必要があります。

財政計画及び粕屋北部消防本部個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）に基づき、計画的な修繕で既存庁舎の寿命を延ばし、合理的な財政運営が求められています。



実施事業 611 新本部庁舎建設に向けた検討・準備

- ・令和6年度から新本部庁舎建設に向けて、建設候補地、想定規模、概算事業費、想定スケジュール等について調査・検討を重ねます。
- ・新本部庁舎建設に係る財源について調査・研究します。一般財源として準備が必要なものについては、定期的な積み立てを開始します。

実施事業 612 庁舎・施設の維持管理

- ・本部庁舎、新宮分署庁舎の長寿命化工事を個別施設計画に基づいて計画的に実施します。
- ・個別施設の定期的な点検を行い、必要に応じその都度維持補修を実施します。
- ・事業の進捗状況や庁舎、施設の劣化状況に応じて、粕屋北部消防組合公共施設等総合管理計画、個別施設計画を更新します。

内容	R7（2025）年度
本部庁舎長寿命化 （屋根・屋上、外壁の防水工事等）	5,600万円

【庁舎管理経費（長寿命化費用）の試算】



粕屋北部消防本部 粕屋北部消防署

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数：3階建て
竣工：昭和55年11月
延べ面積：2,315.91㎡



新宮分署

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数：2階建て
竣工：平成6年3月
延べ面積：392.19㎡

個別施策 62 消防車両の整備

現状

車両配備状況については、消防力の整備指針の基準数を満たしています（下表参照）。車両更新計画は財政計画で定めています。

課題

社会情勢や警防体制、車両の老朽化や財政計画を総合的に勘案しながら、複雑多様化する現代の災害に即した消防車両の整備及び車両更新計画の見直しが必要です。

車 両	指揮車	1台
	消防ポンプ車	5台（予備車1台含む）
	救急車	5台（予備車1台含む）
	救助工作車	1台
	梯子車	1台
	支援車	1台
	上記以外の特殊車	4台
	上記以外の公用車	5台

実施事業 621 車両更新計画の定期的な見直し

- ・財政計画と関連性が高い事業であるため、計画に変更を要する場合、財政部局と協議して計画の見直しを検討します。
- ・社会情勢等を総合的に勘案しながら、現行の車両更新計画を見直します。

実施事業 622 更新計画に基づく車両更新

- ・住民の負託に応えることができるよう、更新計画に基づき車両を更新します。
- ・高性能で高機能的な仕様を調査・研究しながら「安全・確実・手際よく」災害活動が展開できる車両更新に努めます。



梯子車



高規格救急車

個別施策 63 活動用資機材の整備

現状

活動用資機材については、基準数及び更新年数等を定めた整備計画の作成を進めているところですが、整備計画の作成に至っていない資機材や新たに整備が必要な資機材について整備計画を作成する必要があります。

また、整備計画で更新が必要な資機材であっても、予算の関係上、計画に基づいた更新が困難な場合があります。

課題

整備計画が作成されていない資機材や新たに整備が必要な資機材について計画の作成を進めるとともに、定期的な計画の見直しが必要です。

実施事業 631 整備計画に基づく資機材更新

- ・高性能で高機能な仕様を調査・研究しながら「安全・確実・手際よく」災害活動が展開できる資機材の導入に努めます。
- ・計画的な資機材更新のため、財政担当課と協議のうえ、各資機材の整備計画をまとめた資機材更新計画の作成を進め、資機材更新を確実に実施します。



アリゾナボーテックス*¹

*¹ 救助活動時、支点を高く取ることによって救助活動がスムーズに行える。



MPD*² (マルチパーパスデバイス)

*² 救助活動時に要救助者をスムーズに上げたり下げたりできる。

個別施策 64 消防通信施設の整備

現状

現在の消防通信施設は、住民サービス及び行財政効果の向上を目的として、平成 25 年 11 月に福岡都市圏の 7 消防本部（局）を構成する 17 首長による福岡都市圏消防通信指令業務共同運用が了承され、平成 29 年 11 月から福岡都市圏の 5 消防本部（局）による消防通信指令業務共同運用が開始されました。

この共同運用に伴い高機能消防指令システムが運用され、119 受信から出動指令までの短縮化、直近出動及び災害現場映像を受信する Live119*などの高度な施設・機器等の便益を受けています。

また、令和 5 年 10 月に共同運用中間更新が行われ、消防通信指令システムの更なる機能強化が図られています。

令和 5 年 11 月からは筑紫野大宰府消防組合消防本部が共同運用に中途加入し、令和 11 年度からは糸島市消防本部が中途加入する予定となっています。

* Live119：通報者が撮影している映像が消防指令員へ伝送され、映像で現場状況を確認できるシステム。

課題

消防救急デジタル無線や共通波基地局、消防通信指令業務共同運用に伴う施設・機器等の維持管理及び更新整備事業には、多額の費用を要すことから、適正化と低減化を図り、住民ニーズに合わせた消防サービスが提供できるよう、引き続き多角的に調査研究を行う必要があります。

実施事業 641 通信機器の整備・研究

- ・消防救急デジタル無線機器の整備計画を策定し、無線機器の耐用年数に応じた機器の更新を行います。
- ・消防救急デジタル無線共通波基地局の更新を適正に行います。
- ・固定電話や携帯電話の通信不能時において、対応可能な衛星電話*の整備に係る調査研究を行います。
- ・隊員の位置情報を適宜管理し、消防活動及び隊員の安全管理を目的とし、GPS 搭載型署活動系無線機の整備に係る調査研究を行います。

* 衛星電話：宇宙空間の通信衛星と電波を送受信して通信を行う。災害時等において、地上の通信網がダウンしている場合でも通信が可能。

実施事業 642 消防管制情報指令システムの整備

- ・消防通信の維持管理費用及び更新費用の適正・低減化並びに住民ニーズに沿った消防サービスの提供が行える消防通信施設の整備に係る調査研究を行います。
- ・令和 11 年度の全面更新への準備（機器の追加やシステムの変更等）を行います。
- ・災害対策室の機能充実に向けた取り組みを研究し、実践します。

主要施策 7 地域防災力の向上

近年は、災害の様相が大きく変化しています。巨大化する台風、局地的な豪雨、思いがけない地震等による大規模な自然災害が全国各地で猛威を奮い、多くの尊い人命や貴重な財産が失われています。

管内では近年、このような災害が発生しておりませんが、甚大な災害は、いつでもどこでも起こり得る時代になったことを強く意識する必要がある、しっかりと備えることが大切です。

以上のことから、住民一人ひとりがこれまで以上に自助意識を高めることが大切であり、地域においては自助と共助を主体とする自主防災組織の確立が必要です。

個別施策 71 自助の充実

現状

近年、全国的に集中豪雨や台風による風水害、地震や津波など、想像を超える大規模な災害が多発しています。

万が一、大地震が発生した場合、各地で救助活動・消火活動が必要となります。火災や土砂崩れが様々な場所で発生し、家屋の倒壊や地割れなどにより交通網が寸断された場合は、消防等の公的機関の到着が大幅に遅れてしまうなど、十分な対応ができない可能性があります。

課題

災害時には、自分のことは自分で守る「自助」が必要不可欠となります。管内では、近年大規模な災害が発生していないことから、楽観バイアス※によって身近な問題として捉えきれない住民が少なくありません。この意識改革と一人ひとりの自助力向上が課題となっています。

* 楽観バイアス：自分自身の行動や能力等を実情よりも楽観的にとらえ、危険や脅威などを軽視する心的傾向。

実施事業 711 住民の防災・減災に関する意識向上

- ・ 防災訓練に参加しやすい環境を整えます。
- ・ 構成市町、消防団及び地域住民とのつながりを深め連携ができる体制を整えます。
- ・ 構成市町防災担当部局と連携を図り、避難行動要支援者台帳に基づく避難行動要支援者の把握に努めます。
- ・ 構成市町防災担当部局と連携のもと、住民に防災マップ、ハザードマップの周知を図り、災害から身を守るために災害のリスクを知り、とるべき避難行動を考えるなど、日ごろからの備えの大切さを呼びかけていきます。

個別施策 72 共助の充実

現状

大規模災害が発生し、災害の拡大を防ぐためには、防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性がある対策をとることが困難です。

以上のことから、地域住民の自主防災組織による防災活動（共助）によって、被害の軽減に重要な役割を果たすことが期待されます。

課題

構成市町では地域コミュニティ及び行政区での自主防災組織の結成促進並びに平常時の防災教育訓練など、自主防災組織の育成強化を目指しています。

令和5年度（12月末）構成市町における自主防災組織の結成率は、昨今の住民の防災、減災に対する意識の向上により着々と結成団体が増加しています。

今後は、日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発が重要です。「地域防災リーダー」の育成については適切な人材を確保し、指導体制の整備を図らなければなりません。

実施事業 721 自主防災組織の育成・強化

- ・効果的な自主防災訓練の考案と効果的な指導を行います。
- ・災害時に適切に対応できる自主防災組織の強化に向け構成市町、行政区と連携を図ります。

実施事業 722 構成市町との連携

- ・構成市町の担当部局と連携を図り、自主防災組織の現状把握並びに組織結成のために協力します。



地域防災訓練

個別施策 73 消防団との連携

現状

消防団は、それぞれの地域の実情に精通しており、有事の際には要員動員力や即時対応力を発揮し、迅速な活動が期待される非常に優れた組織です。

また、大規模災害時の迅速な対応や地域防災の取り組み等地域の安全・安心を確保する上で不可欠な存在であり、その果たす役割はますます大きくなっているところです。

課題

地域防災力向上には、地域防災体制の構築が不可欠であり、その中核を担う消防団の知識・技能の向上及び構成市町と消防本部の連携強化が求められています。

また、地域のリーダーである消防団員が中心となり、自主防災組織等と連携して地域防災活動が行えるよう、積極的な支援協力体制を構築する必要があります。

実施事業 73Ⅰ 消防団活動の充実

- ・ 火災防ぎょ訓練や水防訓練などの各種訓練を積極的に行い、消防団の災害活動能力の向上に努めます。
- ・ 消防ポンプ操法、訓練礼式及び機関員の訓練指導を積極的に行います。
- ・ 大規模災害時の救急事案への対応や住民への応急手当普及のため、定期的に救命講習を開催します。
- ・ 消防団員が「地域の防災リーダー」となり、地域防災訓練指導員として積極的に住民指導を行えるよう、支援協力体制を構築します。



第 29 回全国消防操法大会 小型ポンプの部 優勝 新宮町消防団 第 4 分団

主要施策 8 関係機関との連携

大規模災害に対応するため、消火・救急・救助体制の強化と併せ、消防防災関係機関との連携を強化するとともに、消防相互及び民間企業等との応援協定の締結や緊急消防援助隊*¹への登録など、災害対応力の強化を図っています。

また、持続可能な消防体制維持のために、消防の広域化によるスケールメリット*²を研究し、消防体制の強化に取り組む必要があります。

*¹ 緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後に災害活動を行う。全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊である。

*² スケールメリット：規模の拡大によってもたらされる、経営効率化やコスト削減などの効果。

個別施策 8-1 消防機関との連携

現状

近年、全国各地で自然災害が頻発化し、激甚化しています。今も大型台風や集中豪雨、更には、首都直下地震をはじめ南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されています。

管内では、直下型地震をはじめ、管内周辺の3つの主要活断層（西山断層・宇美断層・警固断層）が存在することから、地震等が発生した場合、各種災害に安全かつ適切な対応ができるように、構成市町の消防団と協力し、地域防災力の充実強化を図っています。

また、福岡県下消防本部をはじめ、近隣消防本部（福岡都市圏6消防本部）と消防相互応援協定を締結するとともに、緊急消防援助隊への登録を行っています。

課題

災害の情報収集と情報伝達体制を充実させ、管内の被害状況を的確に把握するために、構成市町及び防災関係機関等との更なる連携並びに地域防災力の向上に努めることが必要です。

また、大規模災害が発生した場合においては、緊急消防援助隊等の応援体制の確立と、BCPに沿った業務を行う必要があります。

実施事業 8-1-1 各種応援体制の充実

- ・ 応援時に円滑な活動が行えるように、顔の見える関係性を築きます。
- ・ 応援計画に基づく訓練への参加と検証を行い、出動マニュアル及び資機材等の整備を図ります。
- ・ 受援計画に基づく訓練を企画し、限られた人員で効果的な受援体制の構築を目指します。
- ・ 構成市町消防団や協定事業所など、防災関係機関との連携強化に努めます。

個別施策 82 民間事業所等との連携

現状

大規模災害時においては、消防防災関係機関だけでは対応が困難となることから、燃料・食糧・水利・重機・トイレ・水上バイクの6項目について、民間事業所等との災害支援協定を締結しています。

また、災害等発生時には即時対応を要することから、年度初めに関係者への説明と理解を求めています。

課題

災害現場において、給油等の必要が生じた場合、災害支援協定を締結した民間事業所等から、スムーズに調達できるか否かのシステム構築が急務です。

実施事業 821 各種協定の更新

- ・締結されている各種協定内容の見直し及び定期的な更新を図ります。
- ・有事における協力体制の必要性を伝え、民間事業所等との顔の見える関係性を築きます。
- ・大規模な自然災害等を想定した訓練では、民間事業所等との合同訓練を検討します。



応急食糧供給



災害時優先給油



重機応急活動



火災時応急給水



水上バイク協力



仮設トイレ提供

個別施策 83 消防広域化の検討

現状

平成 21 年 5 月から平成 22 年 10 月に、当消防本部を含む近隣の 3 消防本部で消防広域化協議会が設置され、広域化が検討されました。しかし、「現段階で消防の広域化は実施しない」との結論に至り、適切な時期に再検討することとなり、その際に福岡都市圏を考慮する付帯決議*となった経緯があります。

* 付帯決議：意見や希望などを表明する決議

課題

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展等により、様々な課題が浮上している中、持続可能な消防体制を維持するための有効な手段が消防の広域化です。

平成 30 年 4 月に改正された市町村の消防の広域化に関する基本指針では、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部について、今後のあり方を抜本的に議論する必要があるとされています。また広域化検討にあたり、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね 10 年後の消防体制の姿を見通す必要があります。

実施事業 831 消防広域化の研究

- ・ 広域化による住民サービスの向上及び職員の活動範囲広域化に伴うメリット・デメリットについて調査・研究を行います。
- ・ 広域化に伴う財政基盤の強化について調査・研究を行います。



福岡都市圏の消防本部（局）

ひとが育ち支えあう 安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして



第6次粕屋北部消防本部総合計画